

平成 28 年 7 月 20 日

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『28 年版 源泉徴収税額表とその見方』（平 28. 5. 20 初版）
お詫びと訂正

下記の通り、本書の記載に誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

本文

・ P. 31

平成 28 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

〔誤〕

課税給与所得金額(A)	税率 (B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000 円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000 円超 3,300,000	10%	97,500 円	(A)×10%- 97,500 円
3,300,000 6,950,000	20%	427,500 円	(A)×20%- 427,500 円
6,950,000 9,000,000	23%	636,000 円	(A)×23%- 636,000 円
9,000,000 <u>17,170,000</u>	33%	1,536,000 円	(A)×33%- 1,536,000 円

(注)1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が 17,170,000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(参考)1…課税(給与)所得金額が 17,170,000 円を超える場合の算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額(A)	税率 (B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
<u>17,170,000</u> 円 18,000,000 円以 超 下	33%	1,536,000 円	(A)×33%
18,000,000 40,000,000	40%	2,796,000 円	(A)×40%- 97,500 円
40,000,000	45%	4,796,000 円	(A)×45%- 427,500 円

[正]

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 6,950,000	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 9,000,000	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 <u>17,320,000</u>	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円

(注)1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が 17,320,000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(参考1…課税(給与)所得金額が 17,320,000 円を超える場合の算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
<u>17,320,000</u> 円 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円	(A) × 33%
超 下			
18,000,000 40,000,000	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 97,500 円
40,000,000	45%	4,796,000 円	(A) × 45% - 427,500 円

本文

・ P. 156

[誤]

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(Ⓐ)	税 額
88,000 円未満	Ⓐの 3.063%に相当する金額(注 1、2)
88,000 円以上 1,010,000 円以下	以下の「2 計算基準額の算出」～「4 扶養控除等の額の控除」に掲げるところにより計算した金額
1,010,001 円以上 1,720,000 円未満	<u>396,700 円</u> に、Ⓐのうち 1,010,000 円を超える金額の 40.84%に相当する金額を加算した金額(注 1、2)
1,720,000 円以上	687,600 円に、Ⓐのうち 1,720,000 円を超える金額の 45.945%に相当する金額を加算した金額(注 1、2、3)

〔正〕

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(Ⓐ)	税 額
88,000 円未満	Ⓐの 3.063%に相当する金額(注 1、2)
88,000 円以上 1,010,000 円以下	以下の「2 計算基準額の算出」～「4 扶養控除等の額の控除」に掲げるところにより計算した金額
1,010,001 円以上 1,720,000 円未満	397,600 円に、Ⓐのうち 1,010,000 円を超える金額の 40.84%に相当する金額を加算した金額(注 1、2)
1,720,000 円以上	687,600 円に、Ⓐのうち 1,720,000 円を超える金額の 45.945%に相当する金額を加算した金額(注 1、2、3)

本文

・ P. 162

中段

〔誤〕

平成 27 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

〔正〕

平成 28 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

以上